

2018年度 第5回理事会次第

日 時：2018年11月18日（日） 10：00～

会 場：千葉県社会福祉士会 事務局会議室
（千葉市中央区千葉港7-1 塚本千葉第五ビル3階）

1. 出席者及び資料の確認
2. 開 会
3. 会長挨拶
4. 議 題
 - （1）会長と三役会からの報告
 - （2）各委員会報告事項に対する質疑
（事前送付資料によりご確認ください）
 - （3）議事
 - ① 千葉県社会福祉士会 総会・理事会の傍聴規程（案）
 - ② 福祉と司法の千葉県連絡協議会 生活保護行政の運用状況アンケート
 - ③ 社会保険労務士への就業規則作成依頼について
5. 閉 会

次回理事会予定 第6回理事会：2019年1月20日（日）10：00～

場 所：千葉県社会福祉士会 事務局会議室

【報告事項】

地域集会開催内容（順不同）

● 船橋・鎌ヶ谷地区

開催日：2018 年 6 月 30 日(土)

開催場所：船橋市勤労市民センター

参加人数：23 名

参加費：500 円

会場費補助：4,630 円

講師料補助：5,000 円

内容：福祉信託について

開催日：2018 年 9 月 15 日(土)

開催場所：船橋市勤労市民センター

参加人数：24 名

参加費：500 円

会場費補助：5,000 円

講師料補助：5,000 円

内容：重度障がい者の療養グループホームについて

開催日：2018 年 12 月 15 日(土) 予定

開催場所：船橋市勤労市民センター

参加人数：●●名

参加費：500 円

会場費補助：●●

講師料補助：●●

内容：筋萎縮症側索硬化症（ALS）患者さん、ご家族からの学び

● 佐倉・四街道・八街地区

開催日：2018 年 8 月 18 日(土)

開催場所：NPO 法人ほっとすぺーす・つき

参加人数：26 名

参加費：1,000 円

会場費補助：5,000 円

講師料補助：10,000 円

内容：「ソーシャルワーク再発見」

開催日：2018 年 10 月 27 日(土)

開催場所：NPO 法人ほっとすぺーす・つき

参加人数：28 名

参加費：1,000 円

会場費補助：5,000 円

講師料補助：10,000 円

内容：「依存症を知ろう」

● 千葉ちゅうおう（中央・若葉・緑）地区

開催日：2018年6月15日(金)

開催場所：緑保健福祉センター

参加人数：18名

参加費：なし

会場費補助：なし

講師料補助：なし

内容：生活困窮世帯への対応 ～生活自立・仕事相談センター中央の仕事から学ぶ～

開催日：2018年11月9日(金)

開催場所：緑保健福祉センター

参加人数：12名

参加費：なし

会場費補助：なし

講師料補助：なし

内容：刑務所で働いている社会福祉士のお仕事について

● 夷隅・長生・茂原・勝浦地区

開催日：2018年5月26日(土)

開催場所：茂原市中央公民館

参加人数：77名

参加費：なし

会場費補助：なし

講師料補助：なし

内容：～お互いの役割を知ることからはじめるつながり～ 「他職種連携のコツ」

【共催】福祉と司法がつながる会・福祉と司法の千葉県連絡協議会

千葉県医療ソーシャルワーカー協会南総地区研修会

開催日：2018年8月25日(土)

開催場所：茂原市総合市民センター

参加人数：28名

参加費：なし

会場費補助：なし

講師料補助：なし

内容：「続 他職種連携のコツ」 事例検討とグループワーク編

【共催】福祉と司法がつながる会・福祉と司法の千葉県連絡協議会
千葉県医療ソーシャルワーカー協会南総地区研修会

開催日：2018年10月6日(土)

開催場所：茂原市東郷福祉センター

参加人数：29名

参加費：なし

会場費補助：4,620円

講師料補助：10,000円

内容：「性暴力・性犯罪被害者支援について」

【共催】千葉県医療ソーシャルワーカー協会南総地区研修会

● 山武・東金・芝山・横芝光・大網白里地区

開催日：2018年6月9日(土)

開催場所：東金市ふれあいセンター

参加人数：27名

参加費：500円

会場費補助：なし

講師料補助：10,000円

内容：地域医療の今までとこれからと ～レジェンドが語る未来へのメッセージ～

● 印旛・白井・印西・成田・富里地区

開催日：2018年4月8日(日)

開催場所：ふれあいプラザさかえ

参加人数：27名

参加費：500円

会場費補助：670円

講師料補助：なし

内容：認知症介護研修

(西いんば地区ソーシャルワーク研究会)

開催日：2018年7月22日(日)

開催場所：複合型福祉施設 フラットビレッジ

参加人数：25名

参加費：500円

会場費補助：540円

講師料補助：10,000円

内容：触法高齢者・障害者の支援を知る ～千葉県地域定着支援センターの取組と実践報告～

施設見学 ～複合型福祉施設 フラットビレッジ～
(西いんば地区ソーシャルワーク研究会)

● 市原地区

なし

● 安房・鴨川・館山・南房総地区

なし

● 千葉県ソーシャルワーカー三団体連絡協議会

福祉のおしごとセミナー in 幕張

開催日：2018年7月8日(日)10:30～11:30

開催場所：幕張メッセ国際会議場 2階 国際会議室

内容：「ソーシャルワーカーの1週間」と題して、MSW、PSW、CSW各会からスピーカー
を選出 スケジュールを見せながらソーシャルワーカーの仕事を紹介する他、やりがい、
失敗談、この仕事を目指す方へのメッセージなど

千葉県ソーシャルワーカー三団体合同研修

開催日：2018年11月4日(日) 11:00～16:45

開催場所：ペリエホール（ペリエ千葉7階／JR千葉駅直結）

内容：千葉県HIV拠点病院医師、SWによる講義、当事者の語り、グループワーク

【理事会決議・承認依頼事項】

なし

[研修委員会]

《報告》 研修啓発部会

1、平成30年度基礎研修 報告

○基礎研修Ⅰ（受講人数 68名）

平成30年9月1日（土） 集合研修① 開催済み

○基礎研修Ⅱ（受講人数 54名）

- ①平成30年5月27日（日） ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ 修了
- ②平成30年6月17日（日） ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ 修了
- ③平成30年7月22日（日） ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ 修了
- ④平成30年8月26日（日） 地域開発・政策系科目Ⅰ 修了
- ⑤平成30年9月30日（日） 地域開発・政策系科目Ⅰ 修了
- ⑥平成30年10月21日（日） 人材育成系科目Ⅰ 修了

○基礎研修Ⅲ（受講人数 44名）

- ①平成30年5月26日（土） 実践評価・実践研究系科目Ⅰ 修了
- ②平成30年6月23日（土） 実践評価・実践研究系科目Ⅰ 及び
ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ 修了
- ③平成30年7月21日（土） 実践評価・実践研究系科目Ⅰ 修了
- ④平成30年8月25日（土） 権利擁護・法学系科目Ⅰ 修了
- ⑤平成30年9月29日（土） 地域開発・政策系科目Ⅰ 修了

⑥平成30年10月20日（土）地域開発・政策系科目Ⅰ 修了

2、平成30年10月14日 研修委員会会議開催

場所：事務所奥、 時間：10：00～12：00

会議録別紙参照

3、平成30年度 ジェイシー教育研究所より依頼開始

社会福祉士受験対策 模擬試験作成 修了

4 平成30年度 東京成徳大学、和洋女子大学

社会福祉士受験対策特別講座 開始

講師派遣表別紙参照

理事会 検討提案（三役確認済み）

◎平成31年度 日本社会福祉士会 主催

基礎研修養成講座 予算設定について

議題：講師養成研修費用について当会で出すべきかどうか・・・

課題：講師養成研修受けても必ず講師を受けるか不明瞭

養成費用は講師を受ければ問題ないのではないか・・・の意見もある。

この問題は研修委員会だけではなく、他の委員会も同じといえる。

研修委員会議事録

平成 30 年 10 月 14 日 日曜日 10:00~12:00

千葉県社会福祉士会 事務所内

出席者

浅見 宮下 西村 佐藤 小野寺 長嶋 竹村 石山 田尻 助川 大橋(輝) 安藤 林
宮本 矢戸 (文中敬称略)

議題

① 平成 31 年度 (2019 年度) 基礎研修 I II III スタッフ、ファシリ、講師の選定

基礎 I

平成 31 年 8 月 31 日 (土)

講師 午前: 千葉県社会福祉士会 午後: 堀江

スタッフ: 堀江 鈴木 安藤 西村

平成 32 年 2 月 9 日 (日)

講師: 大橋(美) 田尻、堀江

スタッフ: 堀江 鈴木 安藤 西村

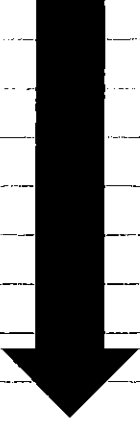
基礎 II (日曜)

日程	講師	スタッフ
5月26日	ベテラン	矢戸 石山 助川 高橋 佐藤 小野寺
6月16日	(佐藤)	
7月21日	(佐藤)	
8月25日	(矢戸)	
9月29日	(矢戸)	
10月20日	石山 (岸、東京?)	
11月17日	大橋	
12月8日	石山	
1月12日	保留	
2月16日	保留	

※6 月 16 日は午前のみ

※大橋さんは大橋(輝)です。

基礎Ⅲ（土曜）

日程	講師	スタッフ
5月25日	宮下	田尻 長嶋 宮下 林 竹村 （安藤）
6月15日	宮下	
7月20日	宮下	
8月24日	（竹村）	
9月28日	長嶋	
10月19日	長嶋	
11月16日	宮本	
12月7日	宮本	
1月11日	大橋	
2月15日	石山	

※12月7日は午前のみ

基礎研修講師養成講座修了者（基礎研修修了者）、研修委員長裁量による指名者が講師を行う。（日本会カリキュラムの変更が生じた場合は再度講習を受講する）

② 平成30年2月開催予定 グループソーシャルワーク研修

講師：浅見雅人 内容：事例検討内容：・司会、事例提供者、参加者、ファシリを決め、1つの事例を通してグループワークの進行方法及び注意点を学ぶ

旧ファシリテーター研修 平成31年2月24日 9:30～17:00 研修参加費 5,000円

修了者には修了証を発行

研修委員もスタッフとして参加してもらいたい

③ ワンアップ研修の来年度の開催内容について 平成30年度は定員集まらず中止

締め切り時点で6名の申し込みであったため中止とした

④ 新研修企画について 全会員が興味を引く研修項目とはなにか…

研修員会会議に参加できていない委員も含めて色々な意向を確認する。

田尻、安藤担当 アンケートを作り企画を検討していく。

発達障害系や障害分野の研修等

- ⑤ 今後、相談総合委員会から研修委員への高齢者虐待研修企画の移管検討について
現在、相談総合委員会は実働 3 名程度で活動しており、虐待研修の企画が十分にできない状況であるため、研修企画の協力を行う。2020 年を目処に移管予定

⑥ その他

プリペイド携帯電話の導入

研修時の連絡先としてこれまで各研修担当の私用携帯電話を連絡先としていたが運用等に問題が生じることも考えられるため、プリペイド式携帯電話を 1 台購入した。

平日は事務局が連絡担当となるが、休日は担当できないため、プリペイド携帯を使用する。研修当日のみ電源を入れ終了後は電源を落とし返却する。

※積極的な電話連絡等は行わなくても構わないが 1 年間使用履歴がないと解約となる。

研修会場リブマックスについて

社会福祉士会として会場の駐車場を 1 台借りている。会場スタッフの不慣れなどにより駐車料金の請求に行き違いが生じている。よって今後は現在契約している一台（研修用品の輸送）を除きスタッフの利用は禁止する。受講生にも改めて使用しないように連絡する。

他県への振り替えについて

東京、神奈川、埼玉の研修日程については把握できているがその他の件については日程を把握できないため、他県への振り替えについては受講生が自分で日程を各県士会へ問い合わせ受講の可否を確認する。了承が得られれば事務局へ報告し事務手続きをとるように通達する。

他県振替受講者の事前課題について連絡が来っていない等の報告が来ているがワークブックに課題の記載があるので各自確認するように通達する。課題の印刷部数についてグループ分けの関係でワークブックに明示されている部数より多く印刷してくる必要が生じた場合等の対応については検討の必要がある。（実際のグループの人数については事務局で判別できないため）

スーパービジョンについて

平成 30 年 9 月 22 日、23 日全国生涯研修委員会議が行われた。

日本会では三者（バイジー、バイザー、各県士会）契約を推奨している。千葉県は二者契約となっている。

東京会、北海道会はスーパービジョン体制が整い、コーディネートを行っているが千葉は実働が 3 名でコーディネートできる状態ではない。千葉県でスーパビジョン登録が

13名いるので担当可能人数や費用等についてアンケートを実施する予定。
後進育成のためにも生涯研修委員会には多くの人に参加してもらいたい。他県の取り組み等を知ることは参考になると思う。交通費等の支出について理事会へ申請する。

実習指導者研修について

平成30年11月23日24日 9:30~18:00(23日)~17:00(24日)

千葉県教育会

23日 講師 浅見 染野 スタッフ 佐藤 安藤

24日 講師 須田 スタッフ 宮本 林←用事あり欠席 田尻

厚生労働省の委託事業の為、スーツ着用のこと

来年度、指導者カリキュラム変更予定があり、実習指導者講師養成研修を受ける必要がある。

来年度基礎研修全体について

今年度は注意事項を初日に口頭で伝えたが、来年度は注意事項を記載したものを配布した方がよいのではないか。

事前課題について

事前課題を担当者が持ち帰り読み込みを行っているが、個人情報保護の観点から好ましくないと理事会より指摘があったため、今後は持ち帰りを禁止する。
読み込みについては事務所で行うこと。

講師料、スタッフ費について

講師料はこれまで30,000円としていたが次年度は40,000円とする。

6時間を超える講義については10,000円加算し50,000円とする。

ファシリテーターについては現状維持2,000円とする。

スタッフについては3,000円としていたが次年度は4,000円とする。

各研修担当リーダーについては担当手当を検討している。

上記、費用変更は理事会の承認を得たのち執行する。

研修実施時の苦情について

研修運営時に生じた苦情については各担当者で抱え込まず、委員長に報告、連絡、相談すること。場合によっては委員長が直接聞き取る等対応する。

以上

東京成徳大学 国家試験対策講座 2018

	日時	時限	科目名	講師
1	10月20日(土)	1 ※	地域福祉の理論と方法	岡田 英明
2		2 ※	権利擁護と成年後見制度	岡田 英明
3		3 ※	障害者に対する支援と障害者自立支	西澤 将行
4	10月27日(土)	1 ※	心理学理論と心理的支援	堀江 亜希子
5		2 ※	人体の構造及び疾病	染野 貴寛
6		3 ※	保健医療サービス	染野 貴寛
7	11月17日(土)	1 ※	社会保障	立川 大輔
8		2 ※	現代社会と福祉	立川 大輔
9		3	更生保護制度	犬伏 健介
10	11月24日(土)	1 ※	低所得者に対する支援と生活保護制	安藤 宏之
11		2 ※	社会理論と社会システム	安藤 宏之
12		3	就労支援サービス	西澤 将行
13	12月1日(土)	1 ※	福祉行財政と福祉計画	大澤 直樹
14		2	福祉サービスの組織と経営	大澤 直樹
15		3	高齢者に対する支援と介護保険制度	浅見 雅人
16	12月8日(土)	1	相談援助の基盤と専門職	石山 明子
17		2	社会調査の基礎	石山 明子
18	12月15日(土)	1	児童・家庭に対する支援と児童・家庭	岡本崇広
19		2	相談援助の理論と方法	岡本崇広

1限目 9:00～10:30 3限目 13:00～14:30
 2限目 10:40～12:10 4限目 14:40～16:10

社 会 福 祉 士 国 家 試 験 対 策 講 座

日程 和洋女子大学

	日	時	科 目	名	講 師
1	8 月 3 日 (金)		社会福祉士になるための処方箋		大澤 直樹
2			ヒトと国に誓う！社会福祉士資格		大澤 直樹
3	9 月 25 日 (火)	4 時限	障害者に対する支援と障害者自立支援制度		西澤 将行
4		5 時限	就労支援サービス		西澤 将行
5	10 月 9 日 (火)	4 時限	児童・家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 相澤		岡本 崇広
6		5 時限	相談援助の理論と方法		岡本 崇広
7	10 月 23 日 (火)	4 時限	社会調査の基礎		石山 明子
8		5 時限	相談援助の基盤と専門職		石山 明子
9	11 月 13 日 (火)	4 時限	権利擁護と成年後見制度		岡田 英明
10		5 時限	地域福祉の理論と方法		岡田 英明
11	11 月 27 日 (火)	4 時限	社会理論と社会システム		安藤 宏之
12		5 時限	低所得者に対する支援と生活保護制度		安藤 宏之
13	12 月 11 日 (火)	4 時限	社会保障		立川 大輔
14		5 時限	現代社会と福祉		立川 大輔
15	12 月 18 日 (火)	4 時限	福祉サービスの組織と経営		大澤 直樹
16		5 時限	福祉行財政と福祉計画		大澤 直樹
17	1 月 8 日 (火)	4 時限	更生保護制度		犬伏 健介
18		5 時限	心理学理論と心理的支援		堀江 亜希子
19	1 月 15 日 (火)	4 時限	人体の構造及び疾病		相澤 雅則
20		5 時限	保健医療サービス		相澤 雅則
21	1 月 22 日 (火)	4 時限	高齢者に対する支援と介護保険制度		浅見 雅人
22		5 時限	受験する人のためになる受験法		染野 貴寛

4 限目 14 : 40 ~ 16 : 10 5 限目 16 : 20 ~ 17 : 50

【添付資料】

【活動報告】

○ 第5回 ぱあとなあ千葉 運営委員会

日 時：10月8日（月） 17:00 ～ 19:00

場 所：千葉県社会福祉士会事務局会議室

出 席：今川・越後谷・奥野・片野・朽名・篠田・四ノ宮・服部・福島・吉田

I 報告事項

□部会報告

（1）研修部会

①第2回 レベルアップ研修（10月6日）終了 参加者18名 テーマ：個人情報保護法

②成年後見人材育成研修（10月20日）

③名簿登録研修（11月24日）

④第3回必須登録員研修（2019年2月2日）

テーマ：任意後見 講師：公証人、任意後見受任登録員

（2）コーディネート部会

ろうあ者の方の推薦依頼が1件あり、受任コーディネートができた。

（3）業務管理部会

「次の活動報告書・財務諸表の提出について」

・平成31年1月の活動報告書の提出においては、財産目録等の提出は保留とする。

（4）リスクマネジメント部会

10月3日（水）部会開催。「実践成年後見73号：個人情報保護の視点から後見実務を見直す」の【4】専門団体の会員に対する監督・指導における個人情報取り扱いの課題に基づき課題等の確認。

（5）広報 「ぱあとなあ千葉ニュース」（10月31日発行）の記事内容等

II 議題

□名簿登録研修の運用について

（経緯）旧成年後見人養成研修を受講修了したものの名簿登録をしていない会員がおり、今後、新制度における名簿登録研修を受講希望するケースが考えられる。無条件に時効を認めてよいものか、一定の制限を設けるものが適当か、懸案となっている。

（討議）旧制度研修受講に有効期限を設ける、事前のレポート提出や必須登録員研修等の受講を条件とするなどの意見がだされ、奥野委員と運営委員長とで協議することになった。

【理事会決議・承認依頼事項】

◆下記の内容について、今年度予算の執行ご承認をお願い致します。

前回の理事会で資料を配布しましたが、ご指摘および要請がありました個人情報保護法の取扱いと課題等の解決を図るため、他専門職団体の弁護士会・司法書士会（リーガルサポート）から専門的知見を伺いたく今年度予算で執行できますよう決議・ご承認をお願い致します。

（予算内容） 報酬 5 万円×2 団体×3 回＝30 万円

【添付資料】

○別紙 1 承認案件について (11 月 18 日：第 5 回理事会で配布)

【活動報告】

○ささえあい制度配分委員会開催 (予定)

- ・日時：平成 30 年 11 月 16 日 (金) 午後 7 時～8 時半
- ・会場：千葉県社会福祉士会事務局内会議室
- ・議題：①ささえあい制度利用申請案件の審査
②その他

【理事会決議・承認依頼事項】

- ・ささえあい制度利用申請案件の承認

ささえあい制度配分委員会 (11 月 16 日) の審査・承認案件について、ご承認をお願いします。

【添付資料】

- ・パンフレット「刑事司法ソーシャルワーカーの活動」
- ・日本加除出版著書「刑事司法ソーシャルワークの実務」のジャケット・オビおよびリーフレット

【報告事項】

活動状況等

①マッチング支援事業としてパンフレットの打合せ、作成

日 時 平成 30 年 9 月 13 日 午後 4 時 00 分

参加者 2 名

概 要 パンフレット作成打合せ 業者：スター工房

千葉県知事に「チーバくん」デザイン使用許可の承諾を受けて印刷した。

②司法福祉連携協議会、その後の進捗状況

日 時 平成 30 年 9 月 28 日 午後 6 時 00 分

参加者 2 名

概 要 著書「刑事司法ソーシャルワークの実務」査読、内容修正等

著書のジャケット、オビが決まった。

③刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（応用編）

日 時 平成 30 年 10 月 13 日、14 日

受講者 35 名

概 要 千葉県弁護士会との共催となっており、弁護士スタッフ 6 名が演習に参加。
社会福祉士スタッフ 9 名

以上

刑事司法ソーシャルワーカーの活動

罪を犯した又はその虞のある福祉的な支援が必要な高齢者や障害者に対し、その本人の同意を得て、弁護士等と協力して福祉的支援を行います。

業務内容

- ・千葉県社会福祉士会の会員であること
- ・「刑事司法ソーシャルワーカー養成講座」を修了した者
- ・「刑事司法ソーシャルワーカー」として千葉県社会福祉士会に名簿登録した者
- ・司法福祉委員会に所属し研修している者

業務活動

- ①マッチング支援事業により、千葉県弁護士会の要請を受け、千葉県社会福祉士会から推薦され受任した刑事司法ソーシャルワーカーが、担当の弁護士等と協働して支援を行います。
- ②個別援助としてアセスメントを行い、更生支援計画を立案します。判決後の活動として、速やかに福祉あるいは医療の関係機関等に支援を引き継ぎます。

「マッチング支援事業」は千葉県社会福祉士会の独自の事業名称です。詳細は本パンフレットの中面をご覧ください。

千葉県社会福祉士会

高齢者、障害、児童・家庭、地域社会・多文化等の分野があり、その中で虐待の対応、後見制度の活用、地域包括ケア、家族支援、貧困・低所得と自立支援、災害対応、支援、地域福祉活動、司法福祉等、広範囲に及びます。

刑事司法ソーシャルワーカーは
司法福祉分野で活動しています。

一般社団法人 千葉県社会福祉士会

T260-0026

千葉県千葉市中央区千葉港7番1号

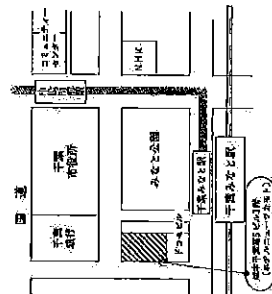
塚本千葉第五ビル3階

TEL : 043-238-2866

FAX : 043-238-2867

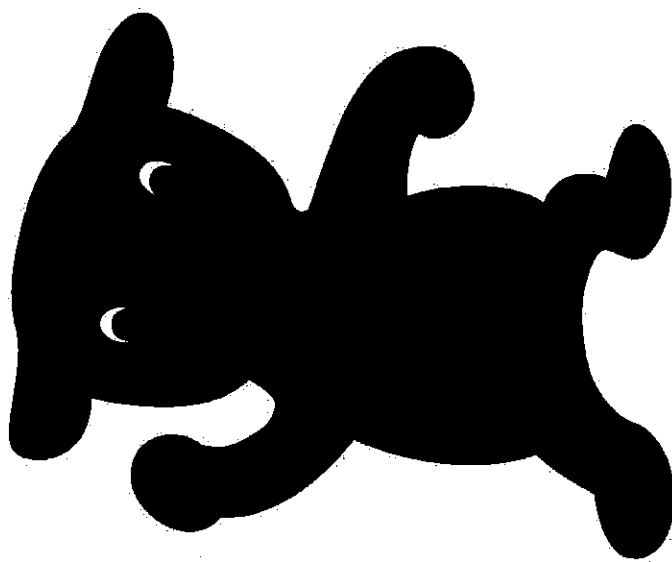
E-mail : office@cschwchiba.com

http://www.cschwchiba.com



●(千葉駅南口より)
千葉市モノローム(千葉みなと行)に乗車
千葉みなと駅下車
徒歩3分
●(川口駅千葉みなと駅下車)
徒歩3分

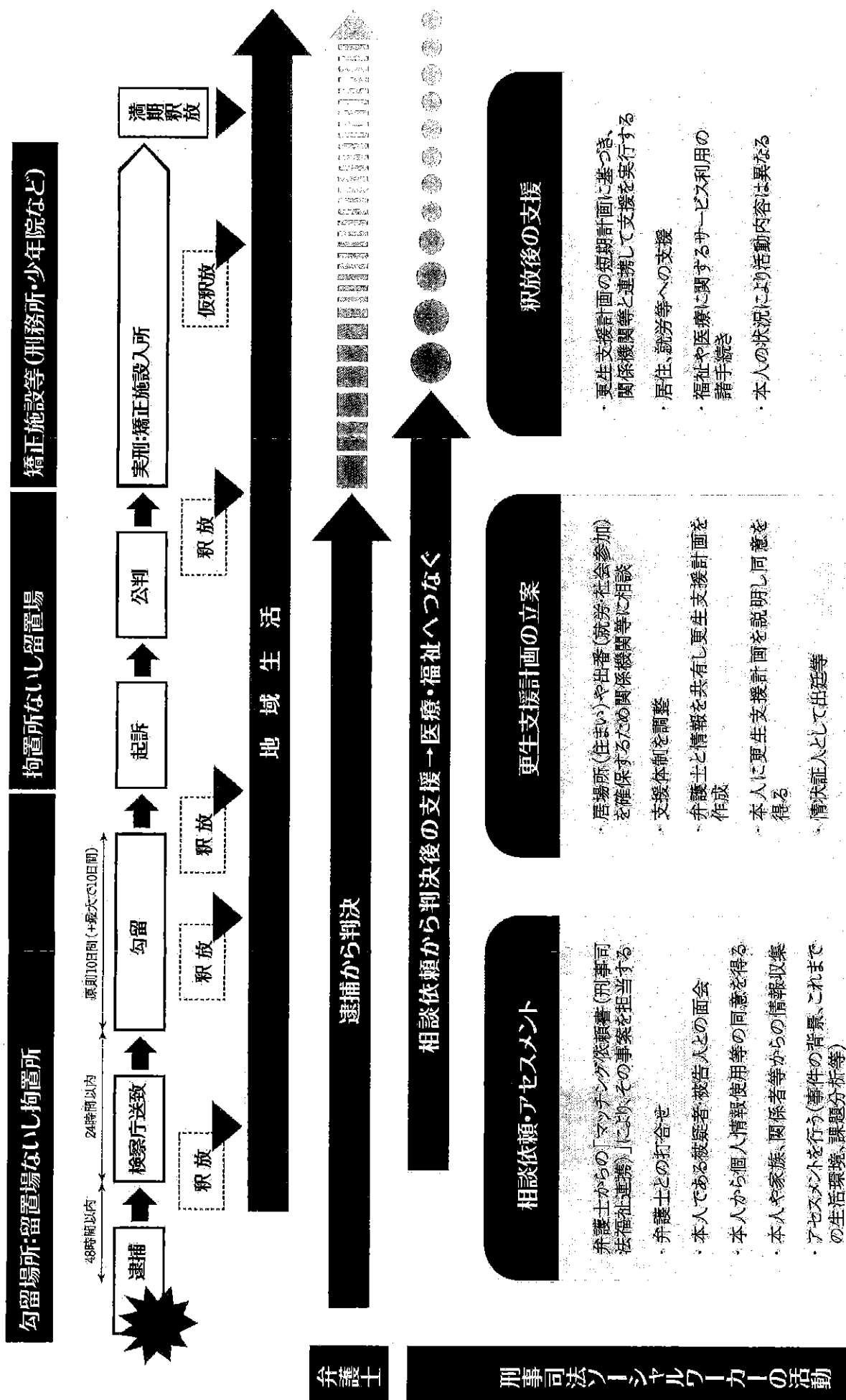
刑事司法ソーシャルワーカーの活動 司法福祉



〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港7番1号
塚本千葉第五ビル3階
司法福祉委員会

一般社団法人 千葉県社会福祉士会
司法福祉委員会

■ 刑事司法手続きにおける刑事司法ソーシャルワーカーの福祉的支援の流れ



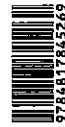
千葉県社会福祉士会司法福祉委員会では、「マッチング支援事業」として刑事司法ソーシャルワーカーの活動をサポートしています。

刑事司法 ソーシャルワークの 実務

本人の更生支援に向けた
福祉と司法の協働

千葉県社会福祉士会 編
千葉県弁護士会

刑事司法ソーシャルワークの実務
本人の更生支援に向けた福祉と司法の協働



ISBN 978-4-8178-4526-9
C2032 ¥3600E



定価：本体 3,600円 (税別)



刑事司法 ソーシャルワークの 実務

本人の更生支援に向けた
福祉と司法の協働

社会福祉士と弁護士が 構築する実践モデル！

7セグメント から 更生支援計画書の作成、証人出庭 まで
主要項目を事例で掘り下げ、丁寧に解説！

日本福祉出版株式会社

千葉県社会福祉士会
千葉県弁護士会 編

- 第1編 総論
～刑事司法・更生支援と福祉の関わり～
- 第2編 ケーススタディ
～項目別・事例別に学ぶ実務のポイント～
- 第3編 更生支援の現場から
～当事者・関係者の声～

別冊付録：ソーシャルワークの歴史

社会福祉士と弁護士が構築する実践モデル！
主要項目を事例で掘り下げ、丁寧に解説

刑事司法 ソーシャルワーク の実務

本人の更生支援に向けた 福祉と司法の協働

千葉県社会福祉士会・千葉県弁護士会 編

2018年12月刊 A5判 384頁(予定) 本体3,600円+税 978-4-8178-4526-9 商品番号：40743 略号：刑実

- アセスメントから更生支援計画書の作成、証人出廷まで主要項目を事例で掘り下げ、丁寧に解説。複数の書式例も収録。
- 1つの事例に対して社会福祉士、弁護士双方の視点からポイントを解説することで、事件の流れを立体的に捉えることが出来る。
- 司法と福祉の連携による、再犯防止・更生支援に取り組むための一冊。

【主な収録内容】

第1編 総論

～刑事司法・更生支援と福祉の関わり～

- 第1章 「刑事司法ソーシャルワーク実践」総論
- 第2章 刑事司法の流れ／刑法・刑事訴訟法の基礎知識
- 第3章 再犯防止をめぐる新たな動き
 - 第1 弁護士の視点から
 - 第2 社会福祉士の視点から
 - 第3 検察の視点から
- 第4章 各障害の知識／症状と特性、対応方法

第2編 ケーススタディ

～項目別・事例別に学ぶ実務のポイント～

- 第1章 入口支援における刑事司法ソーシャルワークの支援プロセス
- 第2章 項目編
 - 1. 情報の収集

- 2. 更生支援計画書の作成と証人出廷
- 3. 刑事記録の確認と計画書の見直し
- 4. 証人尋問と弁論・判決
- 5. 入所後の関わり・退所後を見据えた地域との連絡調整

第3章 事例編

- 1. 支援体制の構築・関係機関との調整／アセスメント
- 2. 面談・聴取と支援の限界
- 3. 受任弁護士からの連携要請／要支援者発見の端緒・要請先
- 4. 否認事件における弁護活動
- 5. 弁護戦略と支援計画
- 6. 更生支援計画書の実践・計画内容の変更
- 7. ケア会議における再犯防止策と本人の権利擁護

第3編 更生支援の現場から

～当事者・関係者の声～

 日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 TEL:03-3953-5642 FAX:03-3953-2061 (営業部) www.kajo.co.jp
ツイッターID: @nihonkajo

1. 災害対策研修会の実施について

(9 月 30 日に実施予定でしたが、台風 24 号の影響で延期、各位のご参加をお願いします。)

平成 30 年 12 月 9 日(日) 10時から 千葉県社会福祉センター

講師：佛教大学福祉教育センター 専任講師 後藤 至功 先生

講演テーマ「大規模災害時に求められるソーシャルワークについて」

グループワーク

自分の町が被災した時、それぞれの仕事、役割の中で、自分はどう動くのか！

何をなすべきか！何が必要か！を考える

2. 前理事会以降の動向

9月30日(社会福祉センター)	災害対策研修会(12月9日に延期、現在募集中) 当初の申し込み状況 神奈川県士会、茨城県士会各 2、弁護士 2、MSW2、不動産鑑定士、土地家屋調査士、その他福祉系など	会長挨拶 役員、災害対策委員会の参加
10月19日	千葉県災害ボランティアセンター参集訓練(図上：ネット上)	市原

3. 報告事項

1 名の方が、愛媛県大洲市において被災地支援活動：大洲市地域包括支援センターの応援

活動期間：平成 30 年 11 月 1 日～11 月 5 日

活動内容：被災された 65 歳以上の方(介護保険を利用していない者)を個別訪問し、体調や被災後の変化などを調査

活動における課題等：①地域理解(特に地理)に時間を要した、

②農業地域で日中は留守が多いので、朝夕の訪問が有効ではないか、

③大工がいないので修繕が進まず、今冬を越す状況が心配。

【添付資料 1】

- ①『消費税および地方消費税の中間申告納税領収証書』（予定納付）
- ②『中間申告と納税』（国税庁ホームページより）

【添付資料 2】日本会より災害支援金お礼状及び領収証

【添付資料 3】松戸市支援員研修報告書

平成 30 年度地域生活定着支援事業関係機関会議－2018 年 9 月 12 日出席報告

【添付資料 4】「2018 年度 新・会員システム説明会」

2018 年 10 月 6 日、2018 年 10 月 25 日各 1 名参加報告

【理事会報告事項 1】

添付資料 1 参照

・6 月 24 日開催、第 2 回理事会で報告の通り、平成 30 年度 消費税・市県民税の納税額確定、納付した（納付額 1,190,700 円）それを踏まえて、平成 31 年度 消費税・市県民税の中間申告（予定納付）を行った

↓

・千葉県社会福祉士会の場合は、前期分納付の消費税額が 48 万円超 400 万円以下なので年 2 回納付となる（中間申告と確定申告）

・中間申告納付額は、前期納付額の 1/2 を 11 月末までに納付、確定申告で清算調整となる

・11 月納付時は、仮払処理、年度末補正により租税公課に振替予定とする

【報告事項 2】

平成 30 年北海道胆振東部地震被災地活動支援への募金について、支援金は 10,000 円としたことについて、報告する（9 月 18 日メールにて周知済）

添付資料 2 参照

(レシラサキ)

260-0026

チハケン チハシ チウオウチ ハミナト 7-1
ツカモトチハタ イヒル3F

イツハオンシヤタマンホウシシチ ハケンシヤカイフクシカイ

シフサワ シケル様
21-00281 00337609

◎ お願

この用紙は、3枚1組で、次のようになっていますので、使用される

ときは、点線のところで上部と下部に切り離して使用してください。

○上部 中間申告書 次葉から2枚 (税務署提出用、納税者控用)

○下部 納付書 3枚

また、中間申告書の「納税地」、「名称又は屋号」等の名欄は、複写式

となっておりませんから各欄ごとに必要事項を記入してください。(納税者

控用には個人番号の記載は不要です。)

なお、この中間申告に基づく消費税額及び地方消費税額の納付には、

この納付書をご使用願います。

チハヒカシ 税務署長

平成30年 4月 1日 課税期間分の中間申告について
平成31年 3月31日来る11月30日は、あなた(貴法人)の消費税及び
地方消費税の中間申告書の提出期限であり、納期限です。
中間申告については、原則として前課税期間の消費税
額に応じて右欄のとおり計算した消費税及び地方消費税
の合計中間納付税額を申告して、同時に納付することと
なっていますので、期限内に申告と納税をしてください。
納付が遅れますと、本税のほかに納付の日までの延滞税
を納付していただくことになります。なお、中間申告は、この申告によらないで中間申告対
象期間の仮決算に基づき申告納税することもできます。
その場合には確定申告書の様式によって作成した申告書
を提出してください。※この文書は、行政指導として送付しているものであり、
その責任者は表記の税務署長です。

整理番号	00337609
前課税期間	自平成29年 4月 1日 至平成30年 3月31日
修正・更正・決定 の年月日	平成 年 月 日
前課税期間の 消費税額	百万 千 円 937700
中間申告対象 期間	自平成30年 4月 1日 至平成30年 9月30日
月数換算	前課税期間 の消費税額 × $\frac{6}{12}$
納付すべき 消費税額	百万 千 円 468800
地方消費税	百万 千 円 126500
消費税及び 地方消費税の 合計納付税額	595300

税収金資金

領 収 証 書

年 度	税 目 番 号	税 務 署 名	税 務 署 番 号	整 理 番 号
30	300	チハヒカシ税務署	00032215	00337609

税目 ショウヒセ イオヨヒチホウショウヒセ イ

本 税

千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
5 9 5 3 0 0

重 加 算 税

該当項目に○印

☐ 不納付
☐ 加算税
☐ 減算税
(納期等
の区分)(自) 年 月 日
3 0 0 4 0 1(至) 年 月 日
3 1 0 3 3 1
☐ ① 予定1期
☐ ② 予定2期
☐ ③ 中間申告
☐ ④ 確定申告
☐ ⑤ 修正申告
☐ ⑥ 更正
☐ ⑦ 決定
☐ ⑧ 代納
住所(所在地) 260-0026 (電話番号)
チハシ チウオウチ ハミナト 7-1氏名(法人名)
イツハオンシヤタマンホウシシチ
チハケンシヤカイフクシカイ 様

利子税

延滞税

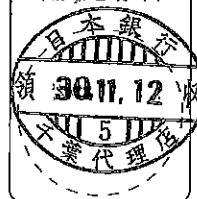
合計額

5 9 5 3 0 0

証券受領
☐ 領 ☐ 領

左記の合計額を領収しました。

(領収日付印)



内 証 券 円

 ② 納付番号 2310021610810025 ③ 納付区分 30034300401
 ④ 収納機関番号 00200 ⑤ 連絡番号 「納税用確認番号」を入力してください。
日本銀行(本店・支店・代理店・蔵入代理店(郵便局を含む。))
又は税務署の領収日付印が押されているかお確かめください。

21-00281 413

消費税の課税期間は原則として1年とされていますが、中間申告制度が設けられています。

1 中間申告書の提出が必要な事業者

中間申告書の提出が必要な事業者は、個人の場合は前年、法人の場合は前事業年度(以下「前課税期間」といいます。)の消費税の年税額(注1)が48万円を超える者です。(注2)

ただし、課税期間の特例制度を適用している事業者は、中間申告書を提出する必要はありません。

なお、個人事業者の場合は事業を開始した日の属する課税期間、法人の場合は設立(合併による設立は除きます)の日の属する課税期間及び3か月を超えない課税期間については、中間申告書を提出する必要はありません。

(注1) 地方消費税額は含みません。

(注2) 国税通則法第11条の規定による申告期限の延長により、その中間申告書の提出期限と当該中間申告書に係る課税期間の確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、当該中間申告書の提出は要しません。

2 中間申告と納税

中間申告は直前の課税期間の確定消費税額(注1)に応じて、次のようになります。

直前の課税期間 の確定消費税額	48万円以下	48万円超～ 400万円以下	400万円超～ 4,800万円以下	4,800万超
中間申告の回数	原則、中間申告不要	年1回	年3回	年11回
中間申告提出・ 納付期限	ただし、任意の中間 申告制度あり(注2)	各中間申告の対象となる課税期間の末 日の翌日から2月以内		(図1のとおり)
中間納付税額 (注3)		直前の課税期間 の確定消費税額(注 1)の6/12(注4)	直前の課税期間 の確定消費税額(注 1)の3/12(注4)	直前の課税期間 の確定消費税額(注 1)の1/12(注4)
1年の合計申告 回数	確定申告1回	確定申告1回 中間申告1回	確定申告1回 中間申告3回	確定申告1回 中間申告11回

図1 年11回の中間申告の申告・納付期限は、以下のとおりになります。

個人事業者	法人
1月～3月分 → 5月末日	その課税期間開始後の1月分 → その課税期間開始日から2 月を経過した日から2月以内
4月～11月分 → 中間申告対象期間の末日 の翌日から2か月以内	上記1月分以後の10月分 → 中間申告対象期間の末日の翌 日から2月以内

(注1) 「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税の年税額をいいます(地方消費税は含みません。)

(注2) 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、任意の中間申告制度が創設されました。詳しくは、コード 6611 任意の中間申告制度をご参照ください。

(注3) 中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することになります。

(注4) 直前の課税期間が12月に満たない場合は、計算方法が異なります。詳しくは所轄の税務署にお尋ねください。

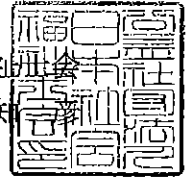
日社福士 2018-2-61

2018年10月3日

10/4段

一般社団法人千葉県社会福祉士会 御中

公益社団法人日本社会福祉士会
事務局 長 小 笹 知 彦



拝 啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度は平成 30 年北海道胆振東部地震被災地活動支援金をご送金いただき、誠にありがとうございました。

いただきました活動支援金は、災害地域の復興支援を視野に入れたソーシャルワーク機能を発揮し、被災された方々が安心して生活を送れるよう支援するための活動資金として活用させていただきます。

つきましては受領致しました活動支援金の領収証を送付いたしますのでご査収下さい。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

敬 具

領 収 書

千葉県千葉市中央区千葉港7-1

一般社団法人千葉県社会福祉士会 御中

金 額 10,000 円

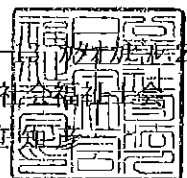
但し、平成30年北海道胆振東部地震への支援金として

2018年9月26日 上記正に領収いたしました

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-11-1 2F

公益社団法人 日本社会福祉士会

事務局 長 小 笹 知 彦



研 修 報 告 書

【添付資料3】

参加者	松戸市居住の安定確保支援事業 居宅移行支援員 小野恵美子
研修名	罪を犯した障害者・高齢者への福祉による生活支援
主催機関	特定非営利活動法人 生活サポート千葉
	千葉県地域生活定着支援センター
日 時	平成30年9月12日(水) 13:30～15:40
場 所	千葉文化センター 9階会議室
議題・内容	(1)千葉県地域生活定着支援センターの取り組み(統計)報告 ・平成22年10月1日～平成30年8月31日までの特別調整によって支援した212件について (2)事例報告(当事者によるインタビュービデオ鑑賞) ・5件の事例 高齢女性、障害・高齢に該当しない男性、障害者(精神)、少年、障害者(知的) (3)質疑応答
感 想	昨年から関係機関に会議開催のお知らせをし、地域生活定着支援センターの活動を理解し周知してもらったため、また支援対象者が地域へ戻る時に容易に連携出来ることを期待してより多くの関係機関、市区町村の福祉関係課(高齢、障害、生活保護等)も交えて会議を行っている。 居住の安定確保支援事業の事業担当、居宅移行支援員として昨年に続き2度目の会議に参加させて頂いたが、松戸市からは障害福祉課2名、高齢者支援課からは今年度開設した『福祉まるごと相談窓口』の相談員2名が参加しており、生活支援課からの職員の参加は昨年同様に無かった。 昨年はオブザーバーとしての参加で、質疑応答も出来なかったが今年は一般参加者となり質疑応答にも参加できるようになった。 定着先統計で221名中単身生活が35名、無料低額宿泊所がそれに次いで31名と今年も無料低額宿泊所を定着先とすることが多い。 無料低額宿泊所を定着先としていることに、そこから転居移行支援している居住の安定確保支援事業の担当としては昨年も疑問に思うところであったので、無料低額宿泊所に入寮後どうなっているのか定着しているのか質問してみたところ、無料低額宿泊所は長期滞在可能であり、定着先という認識、解釈であり、お元気で介護認定など不要な高齢者を入所させ定着させているとのことであった。無料低額宿泊所の捉え方が、全く異なるのでそれ以上の話とはならなかった。お元気な高齢者を無料低額宿泊所から居宅移行支援するには課題は多く、容易にはいかない実態とそこを定着先と認識している地域生活定着支援センターとの今後の関わり方をどうすべきか思う。実際刑務所に高齢受刑者が増え、老人ホーム化している現状を耳にするが、無料低額宿泊所も同様に老人ホームではないのでこれは大きな社会的問題であると思わざるを得なかった。今後地域と関わっていく中で地域生活定着支援センターと実際に会える機会があれば課題共有出来ればと思う。
報告日・報告者	H30年9月13日 居宅移行支援員 小野恵美子

【報告事項】

「2018 年度 新・会員システム説明会」参加報告

東京会場 1:2018 年 10 月 6 日(土)

参加事務局員:川井

- ~~~~~
- 1)「新・会員管理システム」の概要
 - 2)新・システムの操作手順の説明と事例を用いた入力の実演
①新規会員登録(個別入力、一括入力)
②会費徴収、請求／入金処理、送金処理
③氏名・住所等の変更処理
 - 3)新・システムの操作手順の説明と事例を用いた入力の実演
④ばあとなあ名簿登録管理
⑤ばあとなあ名簿登録費等の徴収、請求／入金処理
⑥退会処理(個別入力、一括入力)
 - 4)会員管理の事務委託解除に関する説明
- ~~~~~

- 1)「新・会員管理システム」の概要手順を時系列で分かり易くまとめた
県士会の準備作業
①「新・会員管理システム」の管理責任者の選任→管理・運用責任を有する
②「新・会員管理システム」の管理者(運用者)の選任
→日本会へ報告→システムに管理者として登録される
③専用 PC(極力)の準備—動作テスト開始予定 2018 年 12 月
→日本会より管理責任者にクライアント認証用ファイルを送付
→クライアント認証用ファイルのインストール 2019 年 1 月—インストール手順書は別途用意される
④県士会情報の登録—2019 年 2 月中
⑤データの確認—2019 年 2 月中—事務委託無しの県士会は、この時点で編集可能—その時点のデータをバックアップ
⑥準会員、賛助会員、関連団体情報の登録も可能
⑦本番シミュレーション(会費の請求・入金・送金や会員・後見人の新規登録等、運用開始後発生業務と同様のテスト実施)—2019 年 3 月前半—運用マニュアルは別途用意される
⑧本番シミュレーション後、バックアップデータに復元
⑨シミュレーション期間中の情報変更について、バックアップデータ復元後にシステムへ反映
⑩クライアント認証ファイル有効期間は 1 年間→2 年目からは各県士会で購入する(1 万円程度)

【感想】

- ・「生涯研修制度管理システム」と似た仕様で、研修修了データのシステム登録等で慣れている事務局員にとっては扱い易いと思う
- ・ excel 表を作成し一括入力出来るので、入会申込書受取り後、溜めずに excel 表に入力作成すれば、年度末年度初めの入力件数多い場合の作業時間を短縮出来ると思う
- ・「新・会員管理システム」の会費履歴欄に『連合体会費』欄があり、日本会の受取分を『本会受取分』として未納の場合、赤字で 5,000 円と表示される仕様になっている 公益法人でもあり、今後、会費としての減額は難しいかと感じた 別途、名目を設けて減額(戻し金)出来ないか
- ・ 事務委託解除「新・会員管理システム」使用について、会員数・入会者とも人数が少ない県士会から「収入や支出が変わらず、負担だけ増えてしまう 事務委託解除しない選択肢は無いのか？」の声があった 日本会 小笹事務局長より「本部・支部から連合体になった時に、すぐ事務委託解除移行が難しいことから、猶予期間を設けたものであり、事務委託解除しない選択肢は無いことをご理解いただきたい」との见解が、改めて示された

【報告事項】

「2018 年度 新・会員システム説明会」参加報告

参加事務局員: 高木

日 時:【東京会場 2】 2018 年 10 月 25 日(木) 11 時～15 時
会 場: 東京栄養食糧専門学校 コンピューター実習室
参 加 者: 25 名
プログラム: 東京会場 1 と同じ

新・会員管理システムの概要

1. 事務委託契約の有無と会員管理システムの使用レベルの関係

会員管理システムの使用レベルは2段階

・事務委託契約無し(千葉県)

データ入力・修正を県士会で行う(日本会は不能)

2. 全体工程・3. 県士会の準備作業

2018 年 10 月～2019 年 1 月

・デモサイトにて試行

・管理責任者(会長が委嘱等組織として決定)

・管理者の選任(システム管理者として登録する為日本会へ要報告→ログイン ID・パスワード発行)

・専用の管理者パソコン準備(メール・インターネット検索不利用)

・クライアント認証のインストール(必要最小限のパソコンへインストール)

2019 年 2 月

・本番サイトオープン

・所属会員データ確認

・データ入力開始(修正等含む)

・県士会情報の登録

2019 年 3 月

・本番シミュレーション(4月に行う新入会員登録・会費請求や入金処理等)

運用マニュアル別途提供

2019 年 4 月

・システム運用開始

4. セキュリティ関係

・管理責任者・管理者以外の管理システム使用禁止

・クライアント認証ファイル・クライアント認証をインストールしたパソコンは管理責任者が管理

・クライアント認証ファイルの有効期限は1年間(2 年目以降県士会にて購入(1 万円程度))

・ダウンロードデータ外部への持出し禁止

・ダウンロードデータ不要分速やかにパソコンより削除

・社会福祉士賠償責任保険 B プランへの加入推奨(個人情報漏洩賠償責任期間中(年間)最大 100 万円)

5. システムデータの更新について

システムログインは同時に複数ログインが可能

データ入力・修正は上書きされるので、複数の事務局員が同時作業を行う場合注意

日本会と県士会の職員が同時にデータ入力・修正できない

【感想】

説明会参加前に新システムデモサイトにて新入会登録等試行していたのと、既に会員管理手続きを行っていたため、大まかな流れも理解済みだったので、説明会の演習時も比較的スムーズに処理できた。

年会費徴収手続きも新システムで行うので、簡単になった反面、会員登録と同様の手続きの為、今後間違いの無いように細心の注意が必要だと感じた。(現在、三菱 UFJ ファクターにログインし年会費引落手続き)

4 月・5 月の新入会会員で登録証未提出(登録証発行手続き中のため合格書提出)分は未登録で登録し、後日、個々に再登録しなければならず、負担が多くなるのではと懸念が残る。

新入会会員への登録・「ようこそ」(正会員登録書)発送がスムーズになるので、効率的に業務が出来るようになる。

転入会員は、日本会が転出・転入処理後自動的に該当県士会に入るが、情報はシステムでは調べることが出来ず、従来どおり日本会からの月報で確認となる。併せて、転出後の転出会員情報を確認不能となるので、不安、不便さを感じる。

退会者は、退会情報を登録後一定期間修正可。(前年度退会者リスト:翌年 10 月末で削除(退会確定処理)(日本会))退会確定処理会員は、個人情報参照不可・入金履歴参照可(未納情報確認不能)となる。

転入・転出・退会会員等の把握の為、現在会員管理に使用している筆まめを継続して使用する必要もあるので、会員管理の事務処理が重複し、負担増と懸念される。

新システムで成年後見管理システムもあり、会員管理と併せて一括で管理できるので便利だが、会員管理と一緒に管理する場合、事務処理が負担増と懸念される。

2019 年 1 月までに新システムデモサイトへの試行を重ね、4 月から、スムーズに運用できるようにしっかりと準備をしていきたい。

【報告事項】

◇千葉県社会福祉士会会長職務執行状況 2018年9月17日～11月17日

【活動報告】

- 9月29日(土) ゆるネット研修講師
- 10月6日(土) 長生夷隅地域地区集会
- 8日(月) 「身寄り問題」勉強会
- 12日(金) 日本社会福祉士会ヒアリング
- 13日(土) スクールソーシャルワーカー勉強会参加
- 14日(日) 社会保険労務士打合せ
- 17日(水) 成年後見マニュアル作成会議
- 27日(土) ソーシャルワーカーって何?研修参加
- 11月2日(金) がじゅまる勉強会発表
- 4日(日) 千葉県ソーシャルワーカー3団体研修参加
- 7日(水) 社会福祉士会3役会
- 9日(金) 松戸事業打合せ
- 10日(土) 千葉県弁護士会消費問題学習会参加

◇各種委員会等

【委員推薦】

- 2019年4月1日～2021年3月31日 船橋市介護保険課 船橋市介護認定審査会委員
吉田 愛子氏、福島 節子氏、助川 未枝保氏、服部 明氏
- 2019年1月～2022年12月 山武市役所高齢者福祉課 山武市成年後見支援会議委員
塚野美保子氏

【講師派遣】

- 2018年9月29日(土) 千葉県弁護士会 社会福祉委員会 暮らしと心の相談会相談員
川名 真啓氏、大森 宣広氏
- 2018年10月20日(土)、11月20日(火) 千葉県消費者センター
平成30年度消費生活サポーター養成講座 講師 服部 明氏
- 2018年11月15日(木) 仙台市健康福祉局障害福祉部
障害者差別解消担当相談員事例検討会第2回 講師 朽名 高子氏
- 2018年11月23日(金) 佐倉市社会福祉協議会 佐倉市成年後見支援センター講演会
講師 高美 修次氏
- 2018年12月14日(金)、2019年3月15日(金) 白井市地域包括支援センター
白井市権利擁護型地域ケア会議第1回および第2回 講師 小川 晴雄氏
- 2019年1月18日(金) 千葉県社会福祉協議会 社会福祉研修センター
平成30年度成年後見人制度(基礎編) 講師 朽名 高子氏

【後援・協賛】

- 2018年11月14日(水) 千葉県社会福祉協議会 第68回千葉県福祉大会 後援
- 2019年2月5日(火) 全国個室ユニット型施設推進協議会 千葉県地域ネットワーク会 後援

○2019年3月3日(日) 千葉県作業療法士会 第20回千葉県作業療法士学会 後援

【日本社会福祉士会】

○2018年11月23日(金) 2018年度 基礎研修講師養成研修

宮下 朱実氏、石山 明子氏、長嶋 祐一氏、矢戸 孝紀氏参加予定

○2018年11月24日(土) 関東甲信越ブロック社会福祉士会災害連携会議 服部 明氏出席予定

○2018年12月7日(金)～8日(土) 2018年度 意思決定支援セミナー

小川晴雄氏、四ノ宮 章氏出席予定

◇その他の活動

○2018年9月28日(金) 千葉県社会福祉協議会

平成30年度千葉県後見支援センター関係機関連合会議 小川 晴雄氏出席

○2018年10月12日(金)、11月29日(木) 白井市地域包括支援センター

第2回、第3回権利擁護支援会議 小川 晴雄氏出席および出席予定

○2018年10月24日(水) 千葉家庭裁判所後見係 三専門職団体等との意見交換会

小川 晴雄氏、四ノ宮 章副会長出席

○2018年11月9日(金) 千葉県社会福祉協議会 第68回千葉県福祉大会

常陸谷 政彦副会長出席

○2018年11月12日(月) 千葉県健康福祉部 平成30年度千葉県高次脳機能障害支援ネットワーク協議会

四ノ宮 章副会長出席

○2018年11月13日(火) 木更津市役所 成年後見制度にかかるネットワーク構築等の意見交換会

遠坂 貴志氏出席

○2018年11月22日(木) 千葉県国民健康保険直営診療施設協会

千葉県国民健康保険直営診療施設医学学会 常陸谷 政彦副会長出席予定

○2018年11月30日(金) 千葉市保健福祉局 千葉市エンディングサポート事業に係る意見交換会

渋谷 茂会長、朽名 高子氏出席予定

○2018年12月4日(火) 介護労働安定センター千葉支所 平成30年度千葉県介護労働懇談会

浅見 雅人副会長出席予定

○2018年12月7日(金) 市川市役所 市川市審判請求対象者検討会

吉田 愛子氏出席予定

**** 会員情報 ****

11月14日現在正会員:1,495名 (新入会:4名、転入:0名、転出:5名、退会:2名)

【添付資料】

- 1 傍聴規則案作成のポイント
- 2 総会傍聴規則案
- 3 理事会傍聴規則案

【報告事項】

- 1 点と線発行の進捗
 - (1) 第 98 号 11 月 29 日発送予定
(内容)
特集「ソーシャルワークの理論」
災害対策
会長声明文「行政機関における障害者雇用水増しにかかわる問題」
 - (2) 第 99 号 11 月 26 日編集会議予定

【議案】

- 2 傍聴規則案について
添付資料について確認のうえ、承認をお願いしたい。
なお、傍聴規則が承認された場合、理事会の日程、議題、傍聴について、ホームページに掲載したい。

総会、理事会の傍聴規則案作成のポイント

1 傍聴受付の期限について

前回理事会での案

- ・総会規程「総会の1週間前まで」,

⇒(10月理事会案)期限の定め文言(それぞれ第2項の規定)を削除
(理由)傍聴したいという人のインセンティブを勘案し、直前まで受け付け

2. 議事運営者について

- ・総会、理事会どちらも

違反に対する措置、退場措置等の議事運営権

「会長」→「議長」

3. 手続きについて

①傍聴希望者について本人確認を行う必要があるのではないか.

②定員に達するまでは申込み順となっていることから、申し込み方法が複数(「メール又は書面」)あり、順番を納得性のある規定にすべきである。

→

2 傍聴人の定員は15人とし、事務局への傍聴の申し込みが定員を超えた場合は、傍聴申し込み受け付けは終了とする。

3 傍聴人は所定の傍聴席につかなければならない。

4 傍聴券は、退場の際受付係に返還しなければならない。

4. 傍聴席の明示について

総会、理事会において、その都度「傍聴席」を明示したうえで設置する必要があると思います。

→理事会での決定後、施行日から事務局へ以下の作業をお願いしたいと思います。

①理事会、総会の日程及び、傍聴受付についてホームページ上で開示

②傍聴申し込みの受付

③理事会、総会から、傍聴席の設置

一般社団法人千葉県社会福祉士会 総会傍聴規程（案）

規程第 27 号

平成 30 年 11 月 18 日制定

（趣旨）

第 1 条 この規則は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下、「千葉県社会福祉士会」という。）会員以外の者による千葉県社会福祉士会総会（以下、「総会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

※会員による総会への出席については定款第 20 条による

（定款第 20 条 総会は、すべての代議員をもって構成する。 2 代議員を除く正会員、準会員及び賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。）

（傍聴の手続）

第 2 条 総会を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所又は電話番号、所属機関を記入しメール又は書面で、事務局へ提出し、本人を確認できる書面を提示のうえ、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴人の定員は 15 人とし、事務局への傍聴の申し込みが定員を超えた場合は、傍聴申し込み受け付けは終了とする。

3 傍聴人は所定の傍聴席につかなければならない。

4 傍聴券は、退場の際受付係に返還しなければならない。

（傍聴することができない者）

第 3 条 傍聴人は、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす行為を行うなど、正常な議事運営に支障があると議長が認めた場合は、会議を傍聴することができない。

（撮影及び録音等の禁止）

第 4 条 傍聴人は、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

（違反に対する措置）

第 5 条 傍聴人がこの規程に違反したときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

（退場）

第 6 条 議長が退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(改廃)

第 7 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附 則

1. この規程は、平成 3 0 年 1 2 月 1 日から施行する。

一般社団法人千葉県社会福祉士会 理事会傍聴規則（案）

規程第 27 号

平成 30 年 11 月 18 日制定

（趣旨）

第 1 条 この規則は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下、「千葉県社会福祉士会」という。）の理事会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第 2 条 総会を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所又は電話番号、所属期間を記入しメール又は書面で、事務局へ提出し、本人を確認できる書面を提示のうえ、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴人の定員は 5 人とし、事務局への傍聴の申し込みが定員を超えた場合は、傍聴申し込み受付は終了する。

3 傍聴人は所定の傍聴席につかなければならない。

4 傍聴券は、退場の際受付係に返還しなければならない。

（傍聴を認めない場合）

第 3 条 理事会で個人情報が含まれる議事を取り扱うとき、その他公開での議事が適切でないと理事会が決定した場合は、傍聴人は退場しなければならない。

（傍聴することができない者）

第 4 条 傍聴人は、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす行為を行うなど、正常な議事運営に支障があると議長が認めた場合は、会議を傍聴することができない。

（撮影及び録音等の禁止）

第 5 条 傍聴人は、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

（違反に対する措置）

第 6 条 傍聴人がこの規程に違反したときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

（退場）

第 7 条 議長が退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(改廃)

第 8 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附 則

1. この規程は、平成 3 0 年 1 2 月 1 日から施行する。